備考

イ～ホ　（略）

ヘ　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	十四円	二十年間	〇．五五円
		令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	十三円		〇．五三円
		令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十四円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからハまでに掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該設備に		〇．七六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十四円より低いときにあっては、法第十条

備考

イ～ホ　（略）

（新設）

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	（新設）
一	風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	十四円	二十年間	（新設）
		令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	十三円		（新設）
		令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十四円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからハまでに掲げる変更の認定に限る。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格		（新設）